

In depth

A look at current financial reporting issues

2022年3月18日(2022年4月28日アップデート)

In depth No. 2022-05

ロシアによるウクライナ侵攻の会計上の影響

3. 非金融資産

FAQ 3.1.1ーロシアによるウクライナ侵攻は減損の兆候に該当しますか

多くの事業が、今回の侵攻の結果と制裁措置の影響を一定程度受けることになると考えられます。IAS第36号「資産の減損」は、経営者に対し、各報告日に資産が減損している可能性を示す兆候があるかどうかを検討することを求めています。IAS第36号には、減損テストが必要かどうかを識別するための内部の情報源による兆候と外部の情報源による兆候の両方が記載されています。

現在の経済環境において、次のような減損の兆候が特に関連する可能性があります。

- 実際の財務業績が当初予算を大幅に下回っている
- キャッシュ・フローが以前の予測を大幅に下回っている
- 中長期的な成長率が過去の見積りと比較して大幅に変動している
- 時価総額が純資産の帳簿価額を下回っている
- 事業モデルの変更、リストラクチャリング、非継続事業等に関する発表
- 輸入・輸出・渡航不能等の業務上の制限(経済制裁措置を通じて課されるものを含む)
- 価格変更、ペナルティ、または解約を引き起こす可能性のある重要な顧客または供給契約に関する条項
- 企業の資本コストの増加
- 長期的な為替制限による子会社の資金の本国送還不能
- 市場金利またはその他の市場収益率の変動
- 外国為替レートの変動
- 企業のキャッシュ・フローに影響を与える製品コスト、製品供給の遅延または不能および天然ガスおよび原油の価格上昇、ならびに他のコモディティコストの上昇に影響を与える可能性のあるサプライチェーンの寸断
- 所有またはリースしている、もしくは事業活動をサポートしていたウクライナまたはロシアに所在する資産の遊休化または放棄
- 今回の侵攻を受けた地域における資産または事業活動の収用(国有化)の脅威
- 労働力の減少および関連する影響
- グローバルな支払システムおよびテクノロジーへのアクセスの欠如
- 投資プロジェクトの延期または放棄
- 企業の株価の著しい下落または長期的な下落



In depth

pwc

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

このリストは包括的なものではなく、他の兆候が存在する可能性もあります。上記や基準に記載された兆候はあくまで例示となります。

FAQ 3.1.2—ロシアによるウクライナ侵攻の影響を織り込むために、経営者が作成した事業計画を修正すべきでしょうか

修正すべきです。減損テストに使用されるキャッシュ・フローは、今回の侵攻とその結果について予想される影響と直近の状況を反映した事業計画に基づく必要があります。すべての企業は、現在の状況に応じて予測と計画を更新することが期待されます。使用価値を測定する場合、企業は、経営者によって承認された直近の財務予算・予測に基づいてキャッシュ・フロー予測を行う必要があります。過去に承認された予測に依拠することは、現在の市場の状況からは適切ではない可能性があります。減損テストに適用される仮定や予測は、他の基準書の適用に用いられる仮定や予測と整合している必要があります。

回収可能価額(使用価値または処分費用控除後の公正価値)の算定に使用する仮定は、合理的かつ裏付け可能なものでなければなりません。不確実性が存在する現在の状況においては、以下の点に留意する必要があります。

- 経営者の仮定は、独立したマクロ経済予測、業界の評論家またはアナリスト、ブローカーの分析およびその他の第三者の専門家といった市場の証拠と整合的である必要があります。入手可能な信頼できる外部証拠をより重視することになります。
- 事業計画の基礎となる仮定と市場の証拠の間に差異があれば、それを分析し、理解する必要があります。経営者は、財務諸表の開示または財務諸表に付随する他の資料においてこれらの差異を説明することが有益であると判断する可能性があります。
- 経営者は、処分費用控除後の公正価値と使用価値の間の差異を理解し、それらが裏付け可能であるようにする必要があります。

今回の侵攻が割引率に与える影響については[FAQ 3.1.4](#)をご参照ください。

FAQ 3.1.3—不確実性のある期間において、キャッシュ・フロー予測を組み込んだ減損テストはどのようにすればより信頼性をもって実施できますか

資産または資金生成単位(「CGU」)に対応するキャッシュ・フロー・モデルを構築する際には、次の2つのアプローチが考えられます。

- 「適切な」割引率を考慮した「単一の見積キャッシュ・フローと単一の割引率」の使用からなる「伝統的」アプローチ(予測される単一の結果)[IAS第36号A4項]。不確実性は、割引率に含まれるリスク・プレミアムを通じて反映されます。
- 最も可能性の高いキャッシュ・フローではなく、「可能性があるキャッシュ・フローについてのすべての期待」を使用することからなる「期待キャッシュ・フロー」アプローチ[IAS第36号A7項]。不確実性は、確率で加重した複数のキャッシュ・フロー・シナリオを通じて反映されます。

割引率を計算する際の基本的な仮定は、期待キャッシュ・フローが現在の経済環境に関連する不確実性を完全に反映しているということです。上記の2つのアプローチは、理論上は同じ結果をもたらすはずですが、しかしながら、これは、達成が困難な可能性のある「伝統的」アプローチの下での見積りの精度に依存します。

経営者は、期待キャッシュ・フローを見積るために、確率加重した異なるシナリオを検討する必要があります。これにより、資産または資金生成単位の起こり得る結果の範囲およびそれに付随するリスクの理解が可能となります。例えば、以下が考えられます。

- 「通常の事業」シナリオ
- 短期的・中期的な混乱を伴うシナリオ
- より広範かつ長期的な悪影響のシナリオ

「期待キャッシュ・フロー」アプローチは、特に、より不確実性が高い環境下では、次のような利点があります。

- 不確実性に対する回収可能価額の感応度について、不確実性が割引率に織り込まれる「伝統的」アプローチと比べて、測定において明確に示されることになる。
- 経営者は、回収可能価額に最も重要な影響を与える可能性のある不確実な仮定を評価することができる。
- 最も可能性の高いケースのみを考慮するのではなく、一定の範囲の期待キャッシュ・フローを計算することになる。
- 経営者が今回の侵攻に対応するために予測を行う方法と、より整合的である可能性がある。
- 定量化や文書による裏付けが困難な可能性のある、割引率に単一の固有のリスク・プレミアムを加えることに伴う判断の行使の影響を軽減する。

経営者は、例えば、短期間に起こる予期せぬ状況の変化に対して、「伝統的」アプローチを適用しようとする可能性があり、その場合、適時にキャッシュ・フローを厳密に修正できない可能性があります。このような状況では、リスク・プレミアムによって示唆されるキャッシュ・フローの影響の合理性を検討し評価するために、追加的な分析を行う必要があります。

このような理由から、PwCは、楽観的なキャッシュ・フローのシナリオを修正するために割引率を調整することはベストプラクティスではないと考えています。追加的な分析がなければ、決定されたリスク・プレミアムが修正を過小または過大にする可能性があるためです。

キャッシュ・フローの不確実性およびレベル3の公正価値測定の評価技法の変更に関する[FAQ 4.7.7](#)もご参照ください。

FAQ 3.1.4ーロシアによるウクライナ侵攻は、割引率にどのような影響を及ぼしますか

割引率には、次のものを反映させる必要があります。

- 資産または資金生成単位 (CGU) の耐用年数の終了時までの期間の貨幣の時間価値に関する現在の市場評価
- 市場リスク、カントリーリスク、その他の資産または資金生成単位に固有のリスクで、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて調整されていないもの
- 市場参加者が期待将来キャッシュ・フローの価格設定に反映させるであろうその他の要因

このような利率を計算する際の出発点として、経営者は加重平均資本コストを用いることができます。

現在のような不確実性のある経済環境においても、資本コストの計算には確立された方法を引き続き用いる必要があります。しかし、全体的な計算結果の評価と各インプットの再評価が必要になります。現在の環境では、資本コストの計算に投入する特定の観察可能なインプット(例えばリスクフリーレート)が著しく変動している可能性があります。多くの企業にとって、負債コストは上昇すると考えられますが、企業ごとに検討する必要があります。同時に、ボラティリティの上昇やその他の指標は、株主資本コストの上昇を示します。さらに、流動性への注目の高まりは、一部の業種にとって、過去よりも株主資本を重視した最適資本構成となる可能性があります。これを総合すると、多くの企業とセクターにとって、現在、資本コストは、2021年当時の水準よりも高くなっていることを意味します。企業は、2022年に減損テストを完了する際に、この点を考慮する必要があります。

しかし、割引率は単に公式を適用した結果ではありません。全体的な評価に基づく判断の行使が求められます。特に、キャッシュ・フローが十分なレベルのリスクを(例えば、期待キャッシュ・フローを見積るために異なるシナリオを確率加重することにより)織り込んでいないと考えられ、したがって期待キャッシュ・フローとみなすことができない場合には、割引率を上方に修正する必要がある可能性があります。しかし、割引率を修正する前に、まずキャッシュ・フローの修正を試みる必要があります。これは、割引率をどの程度修正すべきかを見積り、それを裏付けることは困難であるためです([FAQ 3.1.3](#)を参照)。不確実性がキャッシュ・フローに(例えば、確率加重によって)反映されない限り、それらは、追加的な特定のリスク・プレミアムとして割引率に反映されなければならない可能性があります。リスク・プレミアムは、予測の中で完全に捕捉されていない不確実性の性質およびその度合いに応じて調整する必要があります。

FAQ 3.1.5—カントリーリスクおよび為替リスクが割引率に与える影響

背景

ドイツのある企業の連結貸借対照表には、重要性のあるのれんと耐用年数を確定できない無形資産が計上されています。これらは、最近行った複数の買収によって発生したものです。この企業は、ドイツで商品を製造し、欧州連合全域でそれを販売し、かつロシアおよびウクライナにも輸出しています。売上はすべてユーロ建てです。企業の機能通貨はユーロであり、財務諸表はユーロで表示されています。

IAS第36号に基づき初めて減損の検討を実施する際に、経営者はユーロ圏のリスクフリー・レート、ユーロ圏の市場リスク・プレミアムおよびカントリー・リスク・プレミアムに基づく割引率を使用することを計画しています。この割引率を、各資金生成単位(CGU)のユーロ建てのキャッシュ・フローの予測に適用する予定です。

質問

割引率の計算時にリスクフリー・レートおよび市場リスク・プレミアムにカントリー・リスク・プレミウムを加算する経営者のアプローチは正しいでしょうか。

回答

現在の状況においては、経営者のアプローチは正しいです。ロシアおよびウクライナにおける事業活動から生じるキャッシュ・フローに関連する追加的リスクについて、割引率を調整するために個別のカントリー・リスク・プレミウムが必要となる可能性が高いです。CGUのテリトリーとは異なるリスクプロファイルのテリトリーからキャッシュ・フローが生じるCGUについては、[FAQ 3.1.6](#)をご参照ください。

キャッシュ・フローの予測の基礎となっている仮定と割引率を整合させることが常に重要となります。期待キャッシュ・フロー・アプローチの使用については[FAQ 3.1.2](#)をご参照ください。

FAQ 3.1.6—特定のリスク要因を反映して変化する割引率

背景

適用される割引率は、同一グループ内であっても事業部門が異なれば、部門ごとの特有のリスク要因を反映するため、異なる可能性があります。ロシアまたはウクライナにおける取引活動や投資と他の国における取引活動や投資では、リスク(例えば通貨リスクや政治リスクなど)が異なる可能性が高くなります。

質問

減損テストの実施においてどの割引率を使用すべきでしょうか。

回答

割引率は、資金調達をしている国の利率ではなく、CGUが事業活動を行っている国(または主要なキャッシュ・フローが発生している通貨の国)の利率が適切となります。異なる国での事業活動においては、減損テストにおいて各国に固有の割引率を使用することになります。現在の環境では、ロシアまたはウクライナからキャッシュ・フローが生じるCGUに用いられる割引率には、当該リスクについてキャッシュ・フローで調整されていない場合、それらのキャッシュ・フローに関連する追加のリスクに関する調整が含まれる可能性が高くなります([FAQ 3.1.5](#)を参照)。

また、異なる事業分野は、異なるリスクを発生させます。例えば、テクノロジー企業は、規制された公共事業よりも高い市場リスクを有しています。一般的に、キャッシュ・フローに係る不確実性が高いほど、投資のリスクは高くなり、割引率を上昇させるリスク調整が大きくなります。

FAQ 3.1.7—減損テストが実施されるレベル

今回の侵攻の影響により、資産、資金生成単位(CGU)およびCGUグループについて減損の兆候が生じる可能性があります。その場合、当該資産およびCGUに対してIAS第36号「資産の減損」に基づく減損テストを実施します。このようなCGUにのれんが含まれる場合もあれば、CGUがのれんを含むより大きなCGUグループの一部である場合もあります。最初にどのレベルで減損テストを実施するかが問題となります。すなわち、のれんをテストし、その後に個々のCGUをテストするか(トップダウン)か、または、CGUをテストし、その後に関連するのれんをテ

トするか(ボトムアップ)かという問題です。

IAS第36号は、減損テストについて「ボトムアップ」の方法を採用しています。減損テストは、次の2段階で実施されます。

ステップ1: 個々の資産の減損テスト、または資産の回収可能価額を算定できない場合には当該資産が関連するCGUの減損テストを実施する。このステップで帳簿価額を回収可能価額まで減額するよう減損を認識する。このCGUのレベルでのれんが監視されている場合、当該レベルで実施される減損テストにはのれんが含まれることになる。

ステップ2: のれんを含むCGUまたはCGUグループの減損テストを実施する。この段階では、回収可能価額と上記ステップ1の減損テストによる修正後の帳簿価額とを比較する。

この2段階の減損テストにより、減損の兆候がある場合、資産およびCGUグループ内のCGUについて最初に別途減損テストを行い、のれんを含むより大きなCGUグループの減損テストを行う前に減損損失が認識されます [IAS第36号第98項]。

要求される減損テストのレベルが異なるため、互いに独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとしてCGUを正確に識別することが重要となります。同じ事業セグメントにおける追加的な資産やキャッシュ・フローを織り込むことで減損を回避すべきではありません。

以下に設例を示します。

企業は、数年前にある企業グループを取得した。その子会社の1つである企業Aは、ロシアに所在している。当期末において、今回の侵攻および経済制裁措置の経済的影響により、企業Aが減損している可能性のある兆候が示された。企業AはCGUである。企業Aについて、使用価値が処分コスト控除後の公正価値よりも高いため、使用価値を回収可能価額としている。

シナリオA—のれんがCGUに配分される場合の減損の認識

減損損失の算定にあたり、企業Aの帳簿価額と回収可能価額の比較は以下のとおりである。

資金生成単位A	
	C百万
CGUに帰属する純資産	220
のれん(CGU Aレベルに配分され、監視されている)	40
CGUに帰属する純資産合計	260
CGUの使用価値	200
減損	60

企業結合によるのれんが個々のCGUに配分される場合、企業AにはC60百万の減損損失が生じ、純資産およびのれんの帳簿価額はC200百万まで減少する。減損損失のうちC40百万はのれんの全額の減損に帰属し、C20百万は比例配分ベースでその他の資産に帰属する。

減損認識後の帳簿価額は、以下のとおりである。

Aの減損後の帳簿価額	
	C百万
CGUに帰属する純資産	200
のれん	
CGUに帰属する純資産合計	200

シナリオB—のれんがCGUグループに配分された場合の減損の認識

このシナリオでは、のれんは、企業Aを含む資金生成単位グループで監視されている。企業は、最初に、のれんを除く企業Aの純資産に基づいて減損損失(もしあれば)を計算し、次に、CGUグループに対してのれんをテストする。

資金生成単位A	
	C百万
純資産	220
CGUの使用価値	200

減損	20
----	----

企業Aの純資産は、減損損失によってC200百万まで減少する(減損損失の配分は比例ベースである)。

のれんをテストするために、企業は、企業Aを含み、のれんが配分されているCGUグループをテストする。CGUグループは、企業AとBを結合した事業活動で構成される(このCGUグループにはのれんが含まれるため、減損テストは、毎年同時期に行う必要があるとともに、減損の兆候がある場合には各報告日に行う必要がある)。減損損失の計算は、以下のとおりである。

資金生成単位	A	B	のれん	CGU集計
	C百万	C百万	C百万	C百万
純資産(減損テストのステップ1に基づく)	200	110	80	390
使用価値	200	180		380
減損	-	-	10	10

減損後の帳簿価額	A	B	のれん	大きい方のCGU
	C百万	C百万	C百万	C百万
純資産	200	110	70	380

減損損失は、ステップ1でC20百万、ステップ2でC10百万となり、合計C30百万である。これは、企業Aの資産C220百万と修正後の帳簿価額C200百万の差額に、のれんの帳簿価額C80百万と修正後の帳簿価額C70百万との差額を加えたものである。

のれんが誤って最初にテストされた場合、減損の全額(C30百万)がのれんに配分され(のれんはC50百万まで減額)、企業Aの資産は減損されなかったであろう。しかし、企業Aに減損の兆候があるため、その後の企業Aのテストでは、C200百万の使用価値に基づいてC20百万の減損が判明し、その結果、合計C50百万の減損とC360百万の純資産(C200百万 + C110百万 + C50百万)となった。その場合、使用価値キャッシュ・フローの合計はC380百万であった。

FAQ 3.1.8—過去には減損テストを年度末に実施していなかった場合に、企業がロシアによるウクライナ侵攻を考慮してのれんの年次減損テストの時期を変更することは認められますか

今回の侵攻の結果、多くの事業が減損テストの実施を要求されることとなります。のれんが属する資金生成単位(CGU)(またはCGUグループ)についての年次の減損テストは、毎年同じ時期に実施する限り、事業年度内のどの時点でも実施できます[IAS第36号第96項]。年度内のより忙しくない時期(例えば、年度末以外)での実施を企業が選択する場合があります。

企業は、今回の侵攻の影響が期末までには減少し、不確実性の水準も低減するであろうと見込んで、のれんについての通常の減損テストの手続を遅らせたいと考える可能性があります。

質問

企業Aは、これまで、のれんの年次減損テストを、年度末である12月31日ではなく3月31日に実施していました。A社は、IAS第34号に基づく期中財務報告書を作成していません。経済状況および今回の侵攻の影響から、同社は、2022年3月31日の年次の減損テストの実施時に、のれんについて減損を識別しました。

企業Aは、2022年12月に終了する事業年度後半までに今回の侵攻の解決に大きな進展が見られ、将来的に、今回の侵攻が同社に与える影響が大幅に減少する可能性があると考えています。

年度末の回収可能価額を反映させるため、のれんの年次減損テストの実施時期を変更し、結果的に減損を年度末に認識することが認められるでしょうか。

回答

認められません。年次減損テストの間隔を、12ヶ月を超えて延長することは認められません。企業Aは、今回の侵攻の影響が年度末までに減少するだろうと考えていることを理由にテストの実施を延期することはできません。

企業Aは、毎年同じ時期に年次テストを実施することが要求されているため、3月31日のテストを避けることはできず、企業Aは、識別した減損損失を計上する必要があります[IAS第36号第96項]。企業Aは、年次テストで認識し

たのれんの減損を戻し入れることはできませんが、のれん以外の資産（有形固定資産など）の減損については、将来の報告日に戻入れできる可能性があります（FAQ 10.2.2を参照）。

企業Aは、年次の減損テストを実施する際に、2022年2月に開始された今回の侵攻の影響に関する入手可能な情報を評価し、減損テストに織り込んでいます。「使用価値」および「処分費用控除後の公正価値」の両方のテストについて、事実および状況の判断と分析が必要となります。どのような情報を織り込むべきか検討する際には、FAQ 10.2.2およびFAQ 10.2.3が追加のガイダンスを提供する可能性があります。

また、企業Aは、年度末までの期間に追加的な減損（または減損の戻入れ）の兆候が生じた場合、再度テストを行うことが必要となる可能性があります。

IAS第34号に基づく期中財務報告のために年度中に既に減損テストを実施している場合であっても、のれんの年次減損テストを実施しなければならないことに

FAQ 3.1.9—企業が事業活動を放棄する意向である場合、将来のキャッシュ・フローはどのように決定しますか

米国に本社を置く企業Aは、ロシアでの事業活動を放棄する予定であると公表しました。資産が実際に放棄される（使用が停止される）までの間、保有および使用する資産として減損テストが行われます。資産グループの回収可能性のテストに使用される将来キャッシュ・フローの見積りには、資産グループの使用と最終的な処分に直接関連し、直接的な結果として発生が見込まれる将来キャッシュ・フローのみを含めなければなりません。しかし、企業は資産を売却しないため、最終的な処分からキャッシュ・インフローは発生しません。

FAQ 3.1.10—仮想的な市場参加者の決定

質問:

仮想的な市場参加者の決定において考慮すべき主要な事項とは何でしょうか。

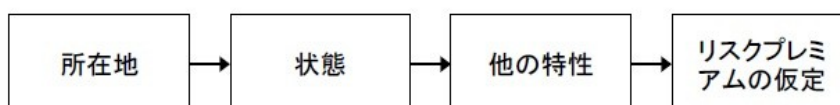
回答:

ステップ1: 市場参加者のタイプを決定する

今回の侵攻およびその結果としての制裁措置により影響を受けている、事業が営まれている地域における経済環境は著しく変動し、報告企業は市場参加者が誰であるかを再評価する必要性が生じている可能性があります。特定の市場における市場参加者についての知識がない場合、経営者は、特定の資産または負債に関心を持っているであろう市場参加者のタイプについて仮定を置く必要があるでしょう。市場参加者には、戦略的投資家および金融投資家が含まれる可能性があります。両方のタイプの市場参加者が関心を持つ可能性もあります。報告企業はいずれのタイプが適切な市場参加者であるかを結論付ける必要があります。多くのセクターで金融投資家が戦略的投資家となってきているため、こうしたセクターでは2つのタイプの区別がほとんどなくなっています。



ステップ2: 市場参加者の仮定を決定する



市場参加者の仮定を設定する際に考慮すべき主要な事項には、資産または負債の所在地、状態および他の特性(例えば、仮定された成長率およびすべての市場参加者が特定のシナジーを利用可能かどうか)並びにリスク・プレミアムに関する仮定が含まれる場合があります。今回の影響を受けた地域で事業を営む企業にとっては、特定の地域の状況が特に該当することになります。例えば、ロシアで事業活動を行う企業にとっては、商標に係る無形資産には、明確な出口市場がないかもしれません。経営者は、評価対象である顧客関係から便益を得るであろう戦略的投資家が市場に存在するかどうかを考慮するかもしれません。企業は、事業の拡大に伴い、商標を築き上げようとすると考えられるため、企業は、その業界においてさらなる成長を求めているであろう潜在的な参加者に目を向けて、そこから市場参加者の仮想的なグループを決定することができます。

適用可能な市場参加者は時の経過とともに変化する可能性があります。したがって、報告企業は公正価値測定を実施する都度、潜在的な市場参加者を再検討する必要があります。例えば、過去の公正価値測定においては、金融投資家が小売事業の購入に関連して特定の市場で活発に活動していたために市場参加者として識別されていたかもしれません。しかし、測定の対象となる資産または負債について、戦略的投資家による取得が活発になる場合、現在の市場において彼らが取引を行う可能性がより高くなるため、戦略的投資家が公正価値測定において考慮すべき適切な市場参加者となることもあります。

FAQ 3.2.1—今年、財務諸表利用者にとって特に関心があるのは減損に関するどのような開示でしょうか

投資家、金融アナリスト、および規制当局などの財務諸表の利用者は、この市場の混乱期に詳細かつ最新の情報を入手することに注力しています。IAS第36号「資産の減損」、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第10号「後発事象」およびIAS第34号「期中財務報告」はすべて、関連する開示を規定しています。また、上場企業の場合、財務諸表の読者に有意義な情報を提供し、回収可能額を評価する際の経営者の見解や判断を反映するように、関連する証券取引所の監督当局が財務諸表に織り込むべき特定の要求事項を規定している場合があります。

今後の期中および年次報告サイクルにおける重要な開示は、感応度分析(すなわち、のれんを含む資産の帳簿価額に重要性がある修正を引き起こすような重大なリスクを有する主要な仮定)に関連するでしょう。これらの主要な仮定には、割引率や成長率だけでなく、将来キャッシュ・フローに重大な影響を与える可能性のある予想利益率やその他の非常に感応度の高い仮定が含まれる可能性があります。仮定について合理的に考え得る変更が減損リスクの高まりを示す場合において、関連性のあるその他の開示には次のようなものがあります。

- 減損テストを実施した資産または資金生成単位(CGU)の記述
- 回収可能価額が帳簿価額を上回る金額
- 感応度分析で用いた主要な仮定に割り当てられた値
- 主要な仮定の変化により回収可能価額が帳簿価額と等しくなる場合の当該主要な仮定の変化の値(例えば、税引前の割引率が1%上昇すると、回収可能価額が減少して帳簿価額と等しくなることを開示する場合があります)
- CGUもしくはCGUグループに配分されたのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額の合計

IAS第34号は、一般に、年次財務諸表一式で要求されるよりも比較的少ない開示を要求しています。しかし、IAS第34号の原則は、直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態および財務業績の変化を理解するために重要な事象および変化についての説明を提供することです。今回の侵攻の結果の重要な進展を考慮すると、企業の期中財務諸表は、過年度よりも詳細になる可能性が高いと考えられます。

FAQ 3.3.1—ロシアによるウクライナ侵攻は、報告期間末日の異なる関連会社にとって重要な事象に該当しますか

今回の侵攻により、多くの企業が取引状況の悪化に陥り、業績が負の影響を受けている可能性があります。持分法による投資を行っている企業は、会計上の影響を受ける可能性があります。これには、関連会社の業績の悪化、減損およびその他の関連する影響が含まれる可能性があります。

投資者が、報告期間が異なる投資先に持分法による投資を行っている場合、IAS第28号は、関連会社または共

同支配企業の報告期間の末日と投資者の報告期間の末日との間に生じる重大な取引または事象について、投資先の利益を調整することを要求しています[IAS第28号第33項、第34項]。

投資者と関連会社または共同支配企業の報告期間の差異は「ラグ期間」と呼ばれることがあります。今回の侵攻の結果、報告期間が異なる期間内の投資先の業績が影響を受けている可能性があります。

質問

報告期間が異なる投資先に持分法による投資を行っている場合、当該異なる期間内における投資先の利益の変動について、持分法による投資利益の調整を行う必要があるでしょうか。

回答

状況によります。報告期間が異なる期間内における取引または事象が重大な取引または事象である場合、投資者は当該期間内の調整を行う必要があります。当該期間内における取引または事象が重大な取引または事象かどうかを判定するには判断が必要となります。

これは必ずしも、投資者の財務諸表の調整にとって重大とみなされる取引または事象を、IFRSの観点から投資先の財務諸表に個々の会計仕訳として追加計上しなければならないということではありません。しかし、IAS第28号第34項を適用するためには重大な取引または事象が生じている必要があります。そのような重大な取引または事象が生じているかどうかの判定は、判断の問題です。今回の侵攻の影響の結果として、相対的に良くない取引結果のみを重大な事象として考慮することは十分ではありません。調整を行うべき重大な事象が生じているかどうかの判断の指標は、投資者が報告期間が異なる期間内の利益に与える当該事象のみの影響を信頼性をもって測定できるかどうかです。

以下の設例は、年度末が同じでない関連会社を有する投資者の財務諸表に、今回の侵攻がどのように影響を与えるかを示しています。

設例

企業Aは、毎年3月31日付の年次財務諸表を作成します。企業Aの関連会社の1つである企業Yは、毎年12月31日付の年次財務諸表を作成します。

今回の侵攻により、企業Yは2022年1月31日から2022年3月31日の期間中に業績が悪化しました。

例1—報告期間が異なる期間内に投資先が著しい減損を認識した場合

重大な事象が生じています。すなわち、ラグ期間内に投資先の資金生成単位の1つに重要性がある減損が発生しています。これが投資者にとって重要性がある場合、投資者は報告期間が異なる期間内の会計処理を調整する必要があります。

例2—ロシア企業に対する輸出売上について課された制裁措置および制限措置の結果、投資先の業績が悪化している場合

重大な事象は生じていません。ラグ期間内の相対的に良くない取引結果は、それ自体では、当該期間内の調整を必要とする重大な事象の存在を示すものではありません。

FAQ 3.3.2—ロシアによるウクライナへの侵攻に関連して取締役を取締役会から退任させることを決定した場合、企業の重要な影響力の評価においてどのような意味を持つでしょうか(2022年4月28日追加)

各国政府による制限措置以外にも、ロシアに存在する事業への関与から撤退を決定する多国籍企業が増えています。そのプロセスの一環として、こうした企業がロシアに存在する事業の取締役会から取締役を退任させることがあります。ロシアに存在する事業の意思決定に参加するパワーが取締役会への参加によって確立されていた場合には、取締役会からの取締役の退任は、当該多国籍企業がその事業に対してもはや重要な影響力を有していないことを意味する可能性があります。

重要な影響力とは、投資先の財務および営業の方針決定に参加するパワーであるものの、当該方針に対する支配または共同支配ではないものをいいます[IAS第28号第3項]。IAS第28号は「パワー」を定義していません。しかし、IFRS第10号は、「パワー」を「関連性のある活動を指図する現在の能力を与える現在の権利」と定義しています[IFRS第10号付録A]。IFRS第10号の公表の際、同時にIAS第28号が修正されましたが、重要な影響力についてのより詳しいガイダンスは提供されませんでした。IAS第28号は「パワー」の解釈に関する具体的なガイド

スを提供せず、また、IFRS第10号の方がより最近に公表されたものであるため、IAS第28号の文脈においてIFRS第10号の「パワー」の定義を考慮することは許容可能と考えられます。したがって、投資者が意思決定に参加する現在の能力を与える現在の権利を有している場合、投資者は重要な影響力を有していることになります。

ロシアに存在する事業の取締役会から取締役を退任させることは、必ずしも重要な影響力の喪失をもたらすわけではありません。経営者は、経営者が引き続き取締役会の取締役を選任する権利を保有しており、したがって事業の意思決定に参加する権利を有しているかどうかを考慮する必要があります。この評価には、ロシアに課された多数の制裁措置やロシア政府によって課された制限措置を考慮した重大な判断が必要とされ、企業はこの問題に関する法律専門家の見解を得る必要が生じる可能性があります。

共同支配の喪失については、このような状況における支配の損失の影響を取り上げた [FAQ 3.8.2](#)をご参照ください。

FAQ 3.3.3—ロシアによるウクライナへの侵攻に関連して取締役を取締役会から退任させることが必要となった場合、企業の重要な影響力の評価においてどのような意味を持つでしょうか（2022年4月28日追加）

ロシア政府によって課される法律¹によっては、多国籍企業が選任した取締役をロシアに所在する企業の取締役会から退任させることを要求されたり、代替する取締役を再任する権利を得られなくなる可能性があります。

事業の意思決定に参加する多国籍企業のパワーが、取締役会への参加の結果として確立されていた場合、取締役会からの取締役の解任および取締役の再任が不可能であることは、関連する法律が有効である限り、当該多国籍企業は事業の意思決定に参加する能力をもち有していないことを示します。この場合、多国籍企業が取締役会に参加する権利の喪失により、当該多国籍企業はロシアに所在する事業に対する重要な影響力をもち有さないことになります。

¹ このFAQの執筆時点（2022年4月27日）において、ロシア企業の取締役会の取締役を選任または再任する企業の能力を制限する法規制はロシア政府により制定されていません（このFAQは例示を目的に作成されています）。企業は適用可能な法律を継続的に確認し、当該法律が自社の事業に与える影響を評価する必要があります。

FAQ 3.4.1—ロシアによるウクライナ侵攻の結果、棚卸資産の資産計上について正常生産能力および異常なコストを決定する際にどのような要因を考慮すべきでしょうか

今回の侵攻により、多くの地域の政府は、一定期間、ロシアにおける企業の業務に制限や特定の商品のロシアに対する供給に係る制裁措置を課してきました。さらに、多くのグローバル企業がロシアとの取引を中止したり、ロシアにおける事業活動を停止したりする決定を行いました。これらの制限の結果として、一部の企業では、生産能力を下げた事業活動を行っていたり、事業慣行を変更するために追加のコストが生じていたりします。これらの制限がいつ解除されるかは明らかではありません。

IAS第2号は、固定製造間接費の加工費への配賦を、生産設備の正常生産能力に基づいて行うことを要求しています[IAS第2号第13項]。仕損にかかる材料費、労務費またはその他の製造コストのうちの異常な金額は、それらが発生した期間に費用として認識されます[IAS第2号第16項]。したがって、未使用の生産能力のコストと、仕損にかかる材料費、労務費またはその他の製造コストを表す追加のコストは、それらが発生した期間に純損益に計上する必要があります。

ただし、IAS第2号には、何が「ニューノーマル（ロシアによるウクライナ侵攻の影響下の新常態）」における正常生産能力および異常なコストになるかを決定する際に考慮すべき具体的な要因を示していません。

仕損に係る異常な金額

企業は、新たなコストを検討する際に、発生したコストの性質、企業の活動地域および他の企業との比較を評価し、これらのコストが今回の侵攻の影響を受けた異常な仕損を表しているかどうかを判断する必要があります。企業はまた、新たな契約について新たな制限下で生じる追加的なコストを織り込むように販売価格を改定したか否かを考慮する場合があります。

正常生産能力

正常生産能力とは、計画的なメンテナンスから生じる能力の低下を考慮して、正常な状況で多くの期間または季節を通して平均的に達成が期待される生産量のことをいいます[IAS第2号第13項]。企業は、今回の侵攻の影響を受けている間の生産能力の制約が正常生産能力を表しているかどうかを判定するために、生産の制約の性質、企業の活動地域および他の企業との比較を考慮する必要があります。生産能力を検討する場合、需要の減少による生産量の減少は正常生産能力に影響を与えないため、「ニューノーマル」における正常生産能力を決定する際に注意を払う必要があります。したがって、PwCは、今回の侵攻の結果として正常生産能力の変更を検討することは高いハードルになると考えています。例えば、予見可能な将来における回復または置換えの現実的な機会なしに市場全体が失われた場合は、正常生産能力を再検討すべき指標となる可能性があります。

経営者は、IAS第1号に従って、間接費の吸収率を修正すべきか、または追加のコストを資産計上すべきか、もしくは純損益に費用計上すべきかを評価する際に行った重要な判断および見積りを開示する必要があります。また、企業は、資産の遊休化または当該資産の属する事業の廃止もしくはリストラクチャリングの計画がある場合、事業慣行の変化は、資産が減損している可能性を示す兆候となるかどうかを検討する必要があります(FAQ 3.1.1を参照)[IAS第36号第12項(f)]。

次のシナリオは、企業の事業慣行の変化が「ニューノーマル」とみなされるかどうかを評価する際に、上記の要因をどのように適用するかを示しています。

設例1—需要の低減による生産量の減少

企業B(ロシアおよびウクライナ以外の地域の企業)の主要な販売市場は、今回の侵攻の影響を受けた地域に所在しています。今回の侵攻のため、企業Bの製品の需要は大幅に減少しました。そのため、企業Bは、今後12ヶ月間、生産能力の50%で稼働し、その後、フル稼働を再開する予測を立てています。これは、企業Bが事業活動を行っているテリトリー内の他のほとんどの類似品のメーカーと整合的です。

企業Bは、今後12ヶ月間、固定製造間接費を削減することができず、また、生産される単位当たりの固定製造原価の上昇を補うために製品の販売価格を引き上げることもできませんでした。

企業Bは、今後12ヶ月間、生産能力の50%での稼働を見込んでいるにもかかわらず、製造設備の正常生産能力および当該製造設備の稼働における長期計画は変わっていません。他のほとんどの類似品のメーカーが需要の落ち込みにより生産を減らすことを決定しているという事実も、これには影響を与えていません。

したがって、生産量の減少や遊休化した生産能力のために、各生産単位に配賦される固定間接費の金額を増加させるべきではありません。未配賦の間接費は、それらが発生した期間に費用として認識されます(FAQ 3.4.2を参照)。

設例2—供給不足による生産量の減少

企業Cは接着剤業界のサプライヤー企業です。必要な原材料はロシアから供給され、船で配送されます。今回の侵攻により、いままでどおりの船舶輸送は不可能となりました。企業Cは他の国に代替的仕入先を見つけ出しましたが、必要な原材料の1/3の量しか埋め合わせられず、配送遅延と輸送コストの上昇につながりました。供給のボトルネックは生産量の喪失につながります。企業Cは、供給のボトルネックが発生している数か月間、固定製造間接費を削減することができず、また、生産される単位当たりの固定製造原価の上昇を補うために製品の販売価格を引き上げることもできませんでした。

今後、ロシアからの原材料の出荷が大幅に制限される可能性があります。したがって、必要な原材料は他国から輸送しなければならず、その結果、仕入価格と輸送コストが上昇するでしょう。

考慮すべきポイント:

企業Bは、今後数ヶ月間は生産能力が低下した状態で操業し、その後、制裁措置が撤廃されるか新規の仕入先と取引を行うことによって、以前の生産能力水準に戻ると予想するかもしれません。この場合、製造設備の正常生産能力および当該製造設備を操業するための長期計画は変更されていません。したがって、生産量の減少や遊休化した生産能力のために、各生産単位に配賦される固定間接費の金額を増加させるべきではありません。未配賦の間接費は、それらが発生した期間に費用として認識されます。

他の仕入先からの調達による輸送コストの上昇は、原材料のコストにおいて考慮する必要があります[IAS第2号第10項]。コストが上昇した原材料が組み込まれるであろう最終製品が、原価を上回る金額で販売されると見込まれるかどうかを分析する必要があります。原価を上回る金額で販売されないと見込まれる場合には、正味実現可能価額まで評価減を行います[IAS第2号第32項]。

あるいは、企業Bは、今回の侵略によって無類の仕入先を失い、また、制裁措置が予見可能な将来に撤廃される可能性が低いため、恒久的な生産能力の減少に直面すると予想する可能性があります。これは、当該企業の製

造設備の正常生産能力および当該製造設備を操業するための長期計画が変更されたことを示している可能性があります。したがって、各生産単位に配賦される固定間接費の金額が、正常生産能力の減少に伴って増加することになります。生産単位あたりのコストの増加は、減損の評価に影響を与える、すなわち、以下に示すような意味を持つ可能性があります。

- 企業Bは、報告日時点で棚卸資産を原価から正味実現可能価額まで評価減することが必要かどうかを検討しなければならない[IAS第2号第28項]。
- 恒久的な生産能力の減少は、IAS第36号第10項に照らして、生産設備の減損の兆候に該当する可能性がある。中期的には、生産資産の減損は、各単位に配分される減価償却費の減少により、単位当たりの生産費用の減少につながる可能性がある。

FAQ 3.4.2—ロシアによるウクライナ侵攻により生産量が減少した場合、間接費は棚卸資産にどのように配賦されますか

今回の侵攻は、さまざまな影響を企業に与えています。各国政府により課されている制裁措置および制限措置、特定地域における事業の操業不能、または消費者行動や需要の変化により、一部の生産設備の閉鎖や低い生産能力での操業が行われています。これらの変化は、棚卸資産の生産量に影響を与える可能性があります。

IAS第2号は、固定製造間接費を正常生産能力に基づき棚卸資産の原価に含める(配賦する)ことを要求していません。生産水準が低下しても、棚卸資産に配賦される固定製造間接費の額が増えることはありません。このため、生産量の減少は配賦されない固定製造間接費をもたらし、発生した期間の費用として計上されることとなります。

以下の例では、間接費を棚卸資産にどのように配賦するかを説明しています。

以下は企業Aに関する前提です。

- 正常生産能力は、四半期あたり7,500労働時間
- 外部の制裁措置により第1四半期の一定期間工場が閉鎖されたため、第1四半期の実際の労働時間は3,000時間
- 固定製造間接費の合計はC1,500
- 変動製造間接費の合計はC2,700
- 工場は低生産能力で操業されたため、第1四半期の総生産量は3,000単位となった。

この場合、経営者は、間接費をそれぞれ以下の割合で生産単位に配賦する必要があります。

- 固定製造間接費(固定製造間接費/正常生産能力の労働時間) $C1,500/7,500 = C0.2/\text{時間}$
- 変動製造間接費(変動製造間接費/実績時間) $C2,700/3,000 = C0.9/\text{時間}$

したがって、第1四半期中に生産された3,000単位(1時間あたり1単位)に配賦される固定製造間接費は、 $3,000 \times C0.2 = C600$ となります。配賦されなかった残りの固定製造間接費C900($C1,500 - 600$)は、費用として認識されます。

FAQ 3.5.1—資産が遊休となっている場合、企業は資産の減価償却を中止できますか

今回の侵攻を受けた地域の企業の多くが、事業活動を一時的に閉鎖することになり、資産が遊休状態となるでしょう。

質問

資産が遊休状態となる場合、企業は資産の減価償却を停止できますか。

回答

資産が遊休状態になっても減価償却は停止できません[IAS第16号第55項]。ただし、生産高比例法により資産を減価償却している場合には、生産がない期間は減価償却費がゼロとなる場合があります。企業によっては、閉

鎖期間内に生産高比例法への減価償却方法の変更を検討する可能性があります。下記で説明するとおり適切となる場合は稀です。

企業は減価償却費の計算を「生産高比例法」に変更することができますか。

企業は、資産に具現化される将来の経済的便益の予想される消費のパターンを最もよく反映する減価償却方法を選択することになります[IAS第16号第60項]。

資産に適用する減価償却方法は、少なくとも各事業年度末に再検討を行う必要があります。ただし、将来の経済的便益の予想される消費のパターンに変更がない限り、減価償却方法は、每期継続して適用されます[IAS第16号第62項]。定額法を用いている場合、資産の経済的便益が時の経過にしたがって消費される(すなわち、定額で消費される)と判断していることとなります。生産高比例法に変更するためには、資産が期間にわたって消費されなくなったことを実証する必要がありますが、そのような場合は稀であると考えられます。

企業が減価償却方法を変更する場合、IAS第8号に従い、会計上の見積りの変更として会計処理されます。減価償却方法の変更は、予想される消費パターンの変更を伴う場合にのみ認められるため、変更する場合に、その後に期間に当初の減価償却方法に戻すことは稀です。

設例

企業Aは、ウクライナに所在する製造会社であり、ファイナンス・リース契約に基づいて工場をリースしています。今回の侵攻の結果、企業Aは活動を停止し一時的に事業を閉鎖することが求められました。企業Aは、この使用権資産をリース期間にわたって定額法で減価償却します。これは、定額法が、リース資産に具現化される将来の経済的便益の予想される消費パターンを最もよく反映する方法であるためです。すなわち、この使用権資産の主な制限要因は、借手がリース期間にわたって原資産を使用する契約上の権利を有する期間であるためです。

閉鎖期間中、企業Aが資産の減価償却を停止したり、減価償却方法を変更したりすることは適切ではありません。これは、定額法による減価償却では、資産が遊休状態となった場合や活発な使用をやめた場合でも減価償却は停止されないためです[IAS第16号第55項]。

FAQ 3.6.1—レベル3の公正価値測定におけるキャッシュ・フローの不確実性および評価技法の変更

質問

ロシアによるウクライナ侵攻に関連する不確実性は、非金融資産に関するレベル3の公正価値測定にどのように織り込むべきでしょうか。

回答

2022年第1四半期における報告日において、今回の侵攻は、一部の企業において、その影響を受ける期間と深刻さ、今回の侵攻を制御するためにどの程度有効な対策が講じられるか、今回の侵攻の期間など、多くの重大な不確実性をもたらしています。企業がこれらの不確実性のすべてを単一のキャッシュ・フロー予測の中に織り込むことは困難な可能性があります。むしろ、シナリオとして適切にウェイト付けして織り込むことが必要となるようなさまざまな生じ得る結果が存在する可能性があります。経営者は、各シナリオに織り込んだ要因の根拠を文書化する必要があります。これには各シナリオに適用した確率のウェイトも含まれます。

事業や多くの非金融資産の評価に当たって、実務上、期待キャッシュ・フロー・モデルが使用されます。経営者が明示的にシナリオをモデル化していない場合でも、一つの予測に到るまでに生じ得るシナリオを黙示的に確率でウェイト付けしていることがあります。これとは別に、例えば経営者の最善の見積りなど、期待キャッシュ・フローの予測ではない予測を用いる方法もあります。IFRS第13号は、キャッシュ・フローに固有のリスクと整合的な割引率の使用を要求しています。これは、期待キャッシュ・フローに適用される割引率と「最善の見積り」によるキャッシュ・フローに適用される割引率は同じものではないことを意味します。キャッシュ・フロー予測が関連する結果の幅を捉える複数のシナリオを完全には反映していない場合、企業は割引率に企業固有のリスク・プレミアム(アルファとも呼ばれます)を加えることが必要となる可能性があります。これにより、予測リスクを反映した割引率は高くなります。割引率とキャッシュ・フロー予測との相互作用に関するより詳細な指針は、国際評価基準審議会(IVSC)が公表した国際評価基準(特に50.38項)に記載されています。複数のシナリオを用いる方法では、キャッシュ・フローにすでに反映されているリスクを割引率で調整すべきではないので、アルファは不要となる可能性があります。

経営者が単一のキャッシュ・フローの設定から確率加重によるキャッシュ・フローの設定に変更する場合、これは、IAS第8号に従った会計上の見積りの変更を意味し、そのような会計処理を行う必要があります。ただし、IFRS第13号第66項に従い、会計上の見積りの変更に関するIAS第8号の開示は、評価技法の変更またはその適用に起

因する修正については要求されません。IFRS第13号第65項は、市況の変化を評価技法またはその適用方法の変更が適切である可能性がある状況の例として示しています。

さらに、IFRS第13号は、財務諸表利用者に対する適切な開示を通じて、レベル3の公正価値測定に関する不確実性に対応しています。例えば、使用した評価技法の記述、評価手続に関連した意思決定の方法、経常的な公正価値測定についての重要な観察可能でないインプットに対する公正価値測定の感応度などを挙げています。

FAQ 3.6.2—企業が資産の清算を強制される可能性がある場合の公正価値の算定

特定のIFRS基準書の要求事項に従って公正価値で評価される(または公正価値の開示が要求される)資産の公正価値は、通常、IFRS第13号の測定の要求事項の範囲に含まれます。

IFRS第13号は、公正価値を、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義しています。

秩序ある取引を評価の基礎として使用する要求事項は、IFRS第13号の公正価値の概念に直接的に組み入れられています[IFRS第13号第15項]。しかし、IFRS第13号B43項の秩序ある取引ではないことを示す状況の例示にあるように、いくつかの取引は秩序ある取引に該当しない可能性があります。取引が秩序ある取引ではないことを示す状況には、売手が破産もしくは管財人の管理下の状態にあるか、またはその寸前である場合(すなわち、売手が投売りをしている)や、測定日前の期間において市場に十分に晒されておらず、資産に関わる取引に関する通常の慣習的なマーケティング活動を実施できなかった場合が含まれます。現在の環境においては、ロシアに対して導入された制裁措置および制限措置の直接的な影響としての強制売却がもう1つの例として挙げられるでしょう。

資産の売却が秩序ある取引ではない方法で行われるという明確な予想またはその他の証拠がある場合、予想される秩序のない取引価格へのウェイトを低くする必要があります[IFRS第13号B44項]。

取引が秩序ある取引かどうかを判断するために十分な情報が企業にない場合には、予想取引価格を考慮に入れる必要がありますが、秩序ある取引であることが判明している他の取引に比べて、当該取引へのウェイトを低くしなければなりません。

例えば、秩序ある取引で売却予定の一区画の土地の見積価格はC10百万ですが、強制売却の結果生じる秩序ある取引ではない取引での予想売却価格はC6百万のみとなる可能性があります。貸借対照表日における公正価値測定において、IFRS第13号は、秩序ある取引における市場参加者の仮定を用いることを要求しています。したがって、強制売却の見込みがあったとしても、貸借対照表日時点の公正価値はC10百万となります。

貸借対照表日後に秩序ある取引ではない取引において流動化されるだろうという予想により、資産の帳簿価額が予想される受取金を上回る場合には開示が重要となります。

FAQ 3.7.1—廃止事業と非継続事業

廃止予定の事業は、実際に廃止される前に、売却目的保有の資産として取り扱うことはできません。IFRS第5号は、事業が実際に廃止された時点で、当該事業の業績およびキャッシュ・フローを非継続事業として表示することを要求しています(ただし、当該事業が、IFRS第5号第32項(a)から(c)が規定する非継続事業の要件を満たす場合に限る)。比較対象期間の業績も再表示されます。

廃止予定の事業は、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書において非継続事業として取り扱うための要件を満たす可能性があります。事業の廃止が完了した後にはのみ、非継続事業として取り扱われます。その時点までは、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書上、業績は通常どおりに会計処理され、財政状態計算書上、資産および負債は通常の表示科目に含まれることとなります(当該事業は売却目的保有ではないため)。事業の廃止後は、資産および負債の認識は中止されているため、財政状態計算書上の表示は問題とはなりません。比較財政状態計算書は、非継続事業について再表示されません。

事業が非継続事業の定義を満たさない場合(廃止中ではあるが廃止が完了していないため)でも、その事業活動に含まれる個々の非流動資産または処分グループが売却目的保有に分類される要件を満たしている場合があります。この場合、当該非流動資産または処分グループについては、売却目的保有として測定および表示する必要があります。

FAQ 3.7.2—売却コストに関するリース違約金の取扱い

企業Aは、ロシアに所在する主要な事業を売却します。企業Aは、建物をリースしており、当該建物は売却予定の事業によって単独で使用されています。買手はリース契約を引き受けず、したがって、企業Aが(契約料率より低い料率で)サブリースの関連費用を負担するか、あるいは、リース契約を中途解約するために違約金を支払うこととなります。この費用は、処分を実施しなければその発生を避けられますが、売却自体に必要な不可欠な費用ではありません。このため、処分グループを帳簿価額または売却コスト控除後のいずれか低い方で測定する場合には、売却コストに含めるべきではありません。

FAQ 3.7.3—減損損失はどのように配分すべきでしょうか

減損損失の金額の決定に関するIFRS第5号のガイダンスは明確ではありませんが、適用可能な2つの方法があります。

考え得る1つ目の方法は、IFRS第5号第23項のガイダンスに従う方法です。同項は、処分グループに係る減損損失は、IFRS第5号の範囲に含まれる非流動資産に配分し、それらの資産の帳簿価額に限定されると述べています。その他の資産および負債は、処分グループの当初測定および事後の測定においても、該当するIFRS基準書にしたがって測定されます。その結果、非流動資産の帳簿価額を超える減損損失は、処分時に認識されることとなります。

2つ目の方法は、減損損失を、非流動資産だけではなく、処分グループ内のすべての資産に配分する方法です。この考え方は、IFRS第5号第15項に裏付けられています。同項は、企業は、売却目的保有に分類された非流動資産(または処分グループ)を、帳簿価額と、売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しなければならないと述べています。さらに、IFRS第5号では、IFRS第5号の測定の要求事項の範囲に含まれる非流動資産が処分グループの一部である場合には、IFRS第5号の測定の要求事項は処分グループ全体に適用され、処分グループを帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しなければならないと述べています。この考え方によれば、IAS第37号における負債の定義が満たされていないため、処分グループのすべての資産に配分できる減損を超える減損については、別個の負債を計上しないこととなります。

FAQ 3.8.1—ロシアによるウクライナへの侵攻に関して各国政府が課している外国為替および取引の制限措置の結果として企業は子会社に対する支配を喪失しますか

今回の侵攻の結果として課された政府による制限措置には、ロシアの中央銀行による国外投資家への配当支払禁止や、企業のロシアとの取引能力やロシアからの利益の送金能力に影響する国際的制裁措置が含まれます。これは、企業の在外子会社に対する支配の喪失を示唆する可能性があります。それらの制限措置により、投資者は投資先への関与からのリターンを受け取る権利を失う可能性があるためです。

IFRS第10号B83項は、「投資先に対してパワーを有している投資者は、投資者がリターンを受け取る権利を失うか又は義務に晒されなくなる場合には、投資先に対する支配を喪失することがある」と述べています。利益の本国送還や為替規制についての不確実性のみをもって、投資者が変動リターンに対するエクスポージャーを失うことを意味する可能性は低いと考えられます。投資者は依然として変動リターンに対する権利を有しているものの、そのようなリターンをいつ、どのように実現するかについて現時点では不確実性がある可能性があります。しかし、個々の状況は、それぞれの実態に応じて評価する必要があります。

FAQ 3.8.2—ロシアによるウクライナへの侵攻に関して取締役を取締役会から退任させることを決定した場合、企業の支配の評価においてどのような意味を持つでしょうか

各国政府による制限措置以外にも、ロシアに存在する事業からの撤退、または事業の廃止を決定する多国籍企業が増えています。そのプロセスの一環として、こうした企業は自らが指名した取締役を取締役会から退任させる

ことがあります。

投資者は、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を与える**既存の権利**を有している場合には、投資先に対するパワーを有しています[IFRS第10号第10項]。多国籍企業が投資先の取締役会から取締役を退任させることを選択した場合であっても、取締役を任命または再任する法的権利を有し続ける可能性があります。したがって、自己が指名した取締役を退任させることのみをもって、企業がロシアの事業に対するパワーを失う結果となる可能性は低いと考えられます。

多国籍企業である親会社によりそれぞれ状況が異なる可能性があり、個々の事実パターンを慎重に検討する必要があります。制裁措置によって課される制限が、ロシアの事業の意思決定に関与する企業の権利に影響を及ぼすか否かを決定するために、企業は法律上の助言を得ることが望ましいと考えられます。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.